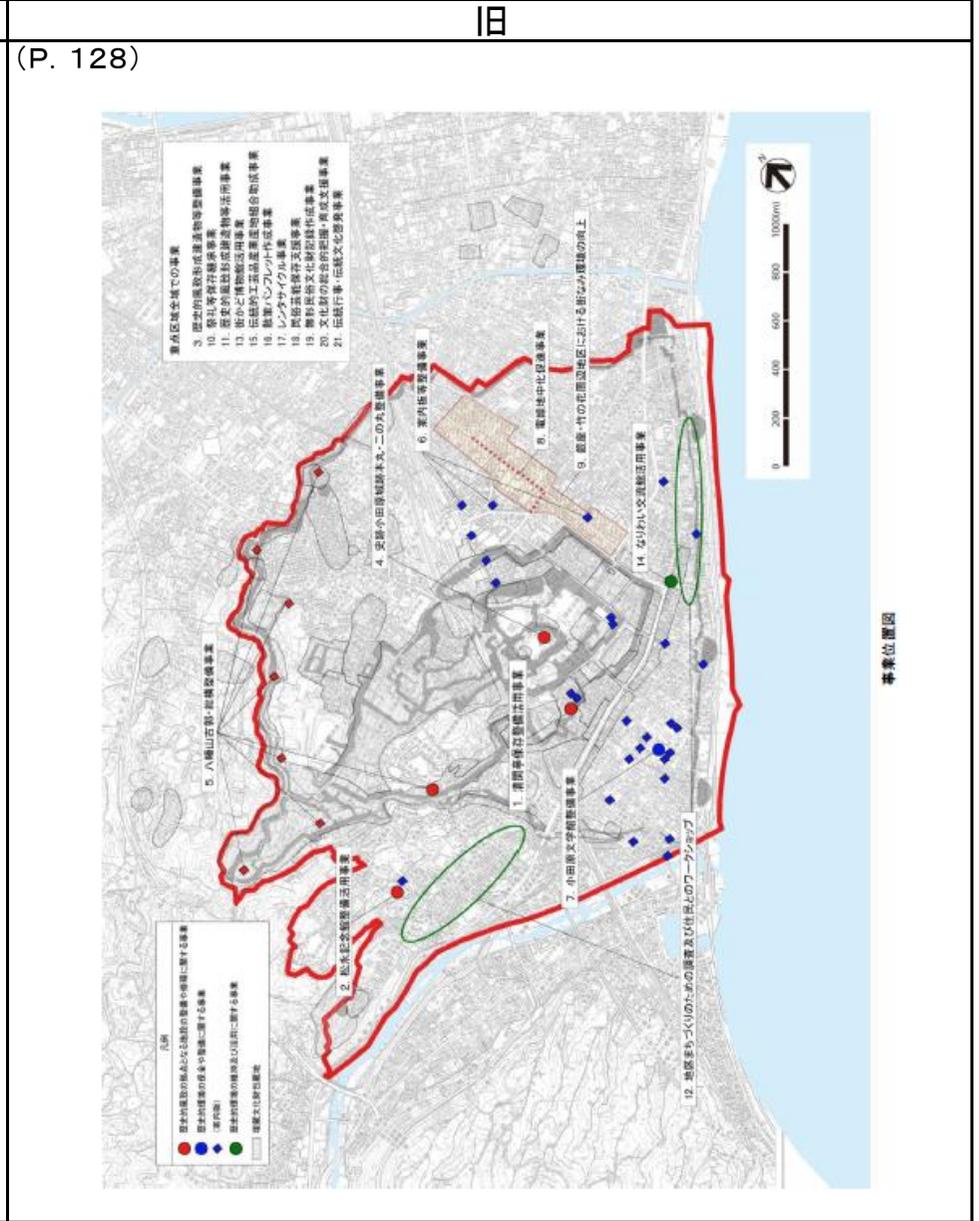
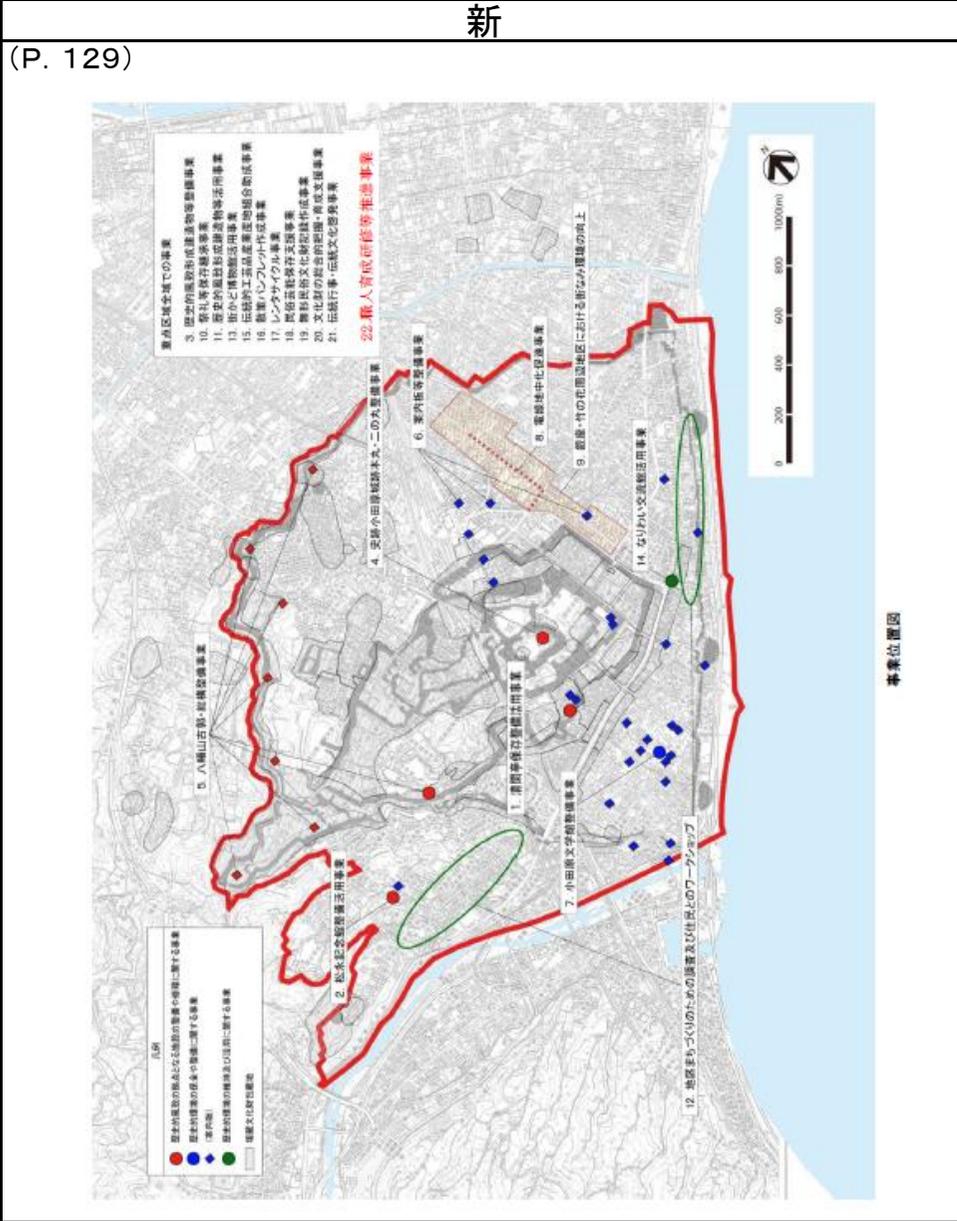


新	旧																																																								
<p>(P. 6)</p> <p>オ 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">認定申請日</th> <th style="width:70%;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年 6月 8日 (水)</td> <td>▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 計画変更の経緯</p> <p>ア 平成23年度変更</p> <p>(7) 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議及び市民意見募集</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">開催日</th> <th style="width:80%;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日 (金)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日 (水)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日 (金)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日 (火)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日 (金)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日 (水)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">実施期間</th> <th style="width:80%;">意見募集内容及び意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年 2月 13日 (月) ～ 平成23年 2月 27日 (月)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶ 意見なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">変更認定申請日</th> <th style="width:70%;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年 3月 26日 (月)</td> <td>▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">変更認定申請日</th> <th style="width:70%;">変更認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年 3月 30日 (金)</td> <td>▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	認定申請日	認定申請先	平成23年 6月 8日 (水)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定	開催日	主な検討内容	(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日 (火)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数	平成23年 2月 13日 (月) ～ 平成23年 2月 27日 (月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶ 意見なし	変更認定申請日	認定申請先	平成24年 3月 26日 (月)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定申請日	変更認定申請先	平成24年 3月 30日 (金)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	<p>(P. 6)</p> <p>オ 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">認定申請日</th> <th style="width:70%;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年 6月 8日 (水)</td> <td>▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 計画変更の経緯</p> <p>ア 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議及び市民意見募集</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">開催日</th> <th style="width:80%;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日 (金)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日 (水)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日 (金)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日 (火)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日 (金)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日 (水)</td> <td>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">実施期間</th> <th style="width:80%;">意見募集内容及び意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年 2月 13日 (月) ～ 平成23年 2月 27日 (月)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶ 意見なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">認定申請日</th> <th style="width:70%;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年 3月 26日 (月)</td> <td>▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table>	認定申請日	認定申請先	平成23年 6月 8日 (水)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定	開催日	主な検討内容	(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日 (火)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数	平成23年 2月 13日 (月) ～ 平成23年 2月 27日 (月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶ 意見なし	認定申請日	認定申請先	平成24年 3月 26日 (月)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
認定申請日	認定申請先																																																								
平成23年 6月 8日 (水)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定																																																								
開催日	主な検討内容																																																								
(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日 (火)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数																																																								
平成23年 2月 13日 (月) ～ 平成23年 2月 27日 (月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶ 意見なし																																																								
変更認定申請日	認定申請先																																																								
平成24年 3月 26日 (月)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																																								
変更認定申請日	変更認定申請先																																																								
平成24年 3月 30日 (金)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																																								
認定申請日	認定申請先																																																								
平成23年 6月 8日 (水)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定																																																								
開催日	主な検討内容																																																								
(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日 (火)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日 (金)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日 (水)	▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																								
実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数																																																								
平成23年 2月 13日 (月) ～ 平成23年 2月 27日 (月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶ 意見なし																																																								
認定申請日	認定申請先																																																								
平成24年 3月 26日 (月)	▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																																								

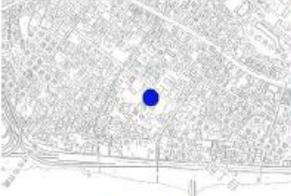
新	旧																			
<p>(P. 7)※以降ページ数1ずれる</p> <p>イ 平成27年度変更</p> <p>(7) 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催日</th> <th style="text-align: center;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)</td> <td>▶平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更認定申請日</th> <th style="text-align: center;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月17日(木)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更認定日</th> <th style="text-align: center;">変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月31日(木)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>		開催日	主な検討内容	(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)	▶平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等	(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等	(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	変更認定申請日	認定申請先	平成28年3月17日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成28年3月31日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	<p>空 白</p>
開催日	主な検討内容																			
(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)	▶平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等																			
(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																			
(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等																			
(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																			
変更認定申請日	認定申請先																			
平成28年3月17日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																			
変更認定日	変更認定																			
平成28年3月31日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																			

新	旧
<p>(P. 69)</p> <p>にはスペイン風様式による別邸（現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財）が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」（国登録有形文化財）や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船（現・商船三井）の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、また、山縣有朋の側近であった松本剛吉も別荘（現在の岡田家住宅）を構え、敷地内には主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑の邸宅など数多くの別荘が営まれた。</p> <p>特に、松永安左エ門は、居宅「老櫛荘」を営むだけではなく、古材を用い、茶室も兼ねた田舎家「無住庵」を造営、さらに昭和 34 年（1959）には自身が収集した古美術品等を展観するための「松永記念館」を創建し、その翌年に収蔵庫の造営や庭園の整備を行うなど、近代の茶人として、また美術品コレクターとしても名を馳せ、その文化や歴史の面影は地区周辺に今もなお良好な歴史的景観として残されている。</p> <p>『明治小田原町誌』において、明治維新前後には「傳肇寺以西は住家なし」と言われた地域に山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勳や財界人などの要人たちの別邸・別荘が建築され、また、近代の茶人文化の発信地となるなど、寺町として、そして職人町として栄えてきた板橋地区周辺の歴史に色を添える。</p> <p>板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘などが今も数多く残され、小田原北条氏の時代から江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴史と伝統が重層的に折り重なった地域である。</p> <p>この地域で行われる板橋地藏尊大祭や秋葉山火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくなりわいなどと地域に静かに佇む社寺仏閣や別邸等があいまって、良好な環境を形成している。</p>  <p style="text-align: center;">桜の花咲く西子海小路</p>	<p>(P. 68)</p> <p>にはスペイン風様式による別邸（現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財）が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」（国登録有形文化財）や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船（現・商船三井）の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑の邸宅など数多くの別荘が営まれた。</p> <p>特に、松永安左エ門は、居宅「老櫛荘」を営むだけではなく、古材を用い、茶室も兼ねた田舎家「無住庵」を造営、さらに昭和 34 年（1959）には自身が収集した古美術品等を展観するための「松永記念館」を創建し、その翌年に収蔵庫の造営や庭園の整備を行うなど、近代の茶人として、また美術品コレクターとしても名を馳せ、その文化や歴史の面影は地区周辺に今もなお良好な歴史的景観として残されている。</p> <p>『明治小田原町誌』において、明治維新前後には「傳肇寺以西は住家なし」と言われた地域に山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勳や財界人などの要人たちの別邸・別荘が建築され、また、近代の茶人文化の発信地となるなど、寺町として、そして職人町として栄えてきた板橋地区周辺の歴史に色を添える。</p> <p>板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘などが今も数多く残され、小田原北条氏の時代から江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴史と伝統が重層的に折り重なった地域である。</p> <p>この地域で行われる板橋地藏尊大祭や秋葉山火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくなりわいなどと地域に静かに佇む社寺仏閣や別邸等があいまって、良好な環境を形成している。</p>  <p style="text-align: center;">桜の花咲く西子海小路</p>

■新旧対照表



■新旧対照表

新		旧	
(P. 136)		(P. 135)	
事業名	7. 小田原文学館整備活用事業	事業名	7. 小田原文学館整備活用事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度	事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
事業位置	南町二丁目	事業位置	南町二丁目
事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P. 139)</p> <p>ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>10. 祭礼等保存継承事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 25 年度～平成 27 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>11. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者・団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	10. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P. 138)</p> <p>ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>10. 祭礼等保存継承事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 25 年度～平成 27 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>11. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者・団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>歴史的風致形成建造物に指定された建造物等を定期的に一般公開するため、事業運営する支援法人等に対し、支援する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物は旧街道沿いや史跡周辺にも数多く現存しており、これら建造物を定期的に公開することにより回遊、交流拠点としての機能を高めることにより、歴史的風致の維持、向上を図ることが出来る。</td></tr> </table>	事業名	10. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	歴史的風致形成建造物に指定された建造物等を定期的に一般公開するため、事業運営する支援法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物は旧街道沿いや史跡周辺にも数多く現存しており、これら建造物を定期的に公開することにより回遊、交流拠点としての機能を高めることにより、歴史的風致の維持、向上を図ることが出来る。
事業名	10. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	10. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定された建造物等を定期的に一般公開するため、事業運営する支援法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物は旧街道沿いや史跡周辺にも数多く現存しており、これら建造物を定期的に公開することにより回遊、交流拠点としての機能を高めることにより、歴史的風致の維持、向上を図ることが出来る。																																																								

■新旧対照表

新		旧
(P. 145)		空 白
事業名	22. 職人育成研修等推進事業	
整備主体	小田原市	
支援事業名	市単独事業	
事業期間	平成 28 年度～平成 32 年度	
事業位置	重点区域全域	
事業概要	<p>平成 25・26 年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。</p> <p>また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

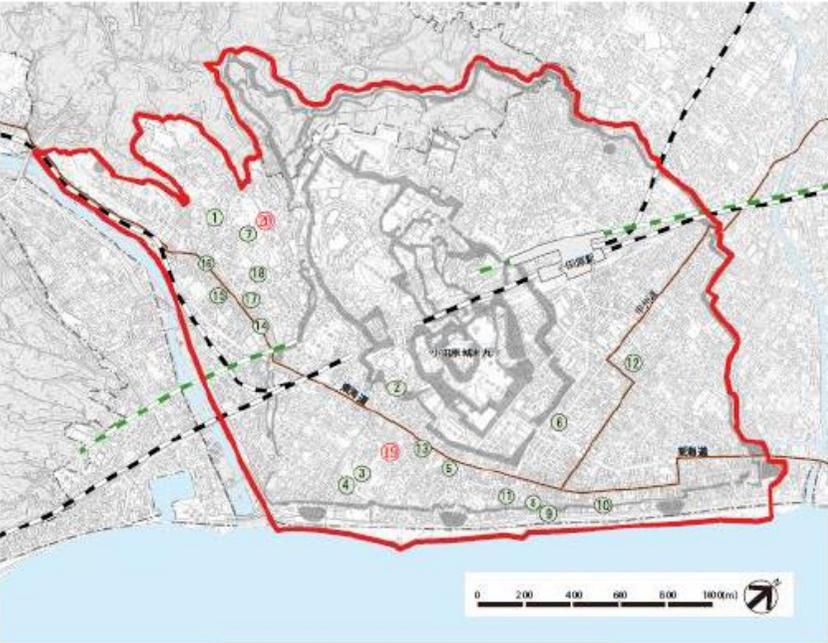
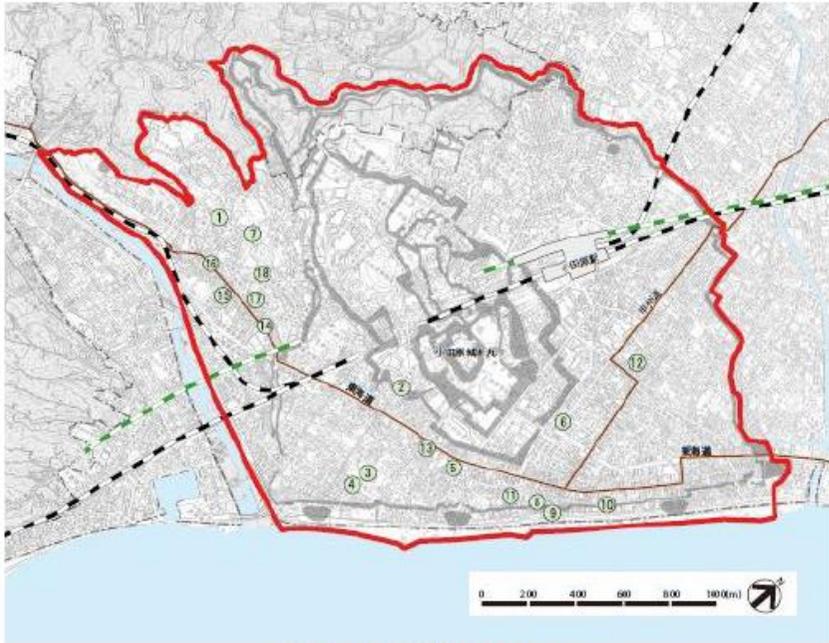
■新旧対照表

新						旧					
(P. 150)						(P. 149)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
16	内野家住宅		板橋	無	民間	16	内野家住宅		板橋	無	民間
17	津田家蔵		板橋	無	民間	17	津田家蔵		板橋	無	民間
18	古稀庵		板橋	無	民間	18	古稀庵		板橋	無	民間
19	岡田家住宅	 <p>主屋</p>  <p>茶室</p>  <p>庭園</p>	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月16日指定) 指定番号：5	民間						

■新旧対照表

新						旧
(P. 151上段)						
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者	
20	皆春荘	 主屋  門  庭園	板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成 28 年 3 月 15 日指定) 指定番号 : 6	民間	空白

■新旧対照表

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>(P. 151下段) ※以降ページ数1ずれる</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物候補の位置図</p>	<p>(P. 149下段)</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物候補の位置図</p>